

## **府中市空家等対策協議会の傍聴について**

傍聴される方は、会議の進行を妨げないよう、次の点をお守りください。

- 1 会場で住所、氏名を記入して、ロビーでお待ちください。事務局がご案内しますので、指定された席にお掛けください。
- 2 危険物を所持している方、酒気を帯びている方、その他会長が職務執行上支障があると認める方は、傍聴をお断りします。
- 3 会議中は静粛を旨とし、次の事項をお守りください。
  - (1) 発言をしない。
  - (2) みだりに席を離れたり、外部に出たりしない。
  - (3) 会議中、写真、ビデオ等の撮影、録音をしない。
- 4 前条の規定に違反し、そのため会議の進行が妨害されると認められる場合は、退場していただくことがあります。